

第28回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月21日(火) 午前10時00分から午後0時05分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人
石井隆二推進委員、大関孝男推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について
議案第5号 壬生町農業振興地域整備計画の見直し(案)の件について
議案第6号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和元年10月21日(火)【午前10時開会】

- 局長 定刻になりましたので、令和元年度第28回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。
定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
- 議長 台風19号では、各地に甚大な被害がでてしまいました。栃木県においても54兆円という農業被害ということで、まだ調査中ですがイチゴで20億円、トマトで5億円と聞いています。市町村別では、足利が11億円、佐野が9億1千万、壬生町は床下浸水26戸、床上が9戸、農業被害額がイチゴだけで約1200万ということで、これから調査をして稲等の被害の金額も出てくるのかと思います。
また、あさってから研修ですが、このような時ですが、せつかくの研修なので有意義な研修にしたいと思います。
また、先日、_____の説明会があったということなので、大橋好一委員からその報告もしていただきたいと思います。
それでは、開会したいと思います。よろしくをお願いいたします。
- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、8番 大橋好一 委員、9番 中川久枝 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。
- 局長報告
- ・農地パトロール
 - 9月5日(木) (南犬飼地区)
南犬飼地区農業委員及び推進委員
 - 9月21日(土) (壬生地区)
壬生地区農業委員及び推進委員
 - 9月28日(土) (稲葉地区)
稲葉地区農業委員及び推進委員
 - ・県常設審議委員会 (とちぎアグリプラザ)
9月27日(金)

- 梁島源智会長、大垣仁美事務局長
- ・農業次世代人材投資事業中間評価会及びサポートチーム活動
10月4日(金) (役場正庁)
清水利通農業委員、中嶋幸平推進委員、桑川喜幸推進委員
 - ・いきいき茨城ゆめ国体視察 (茨城県鉾田市)
10月6日(日)
梁島源智会長、早乙女誠職務代理、篠原正明農業委員
 - ・ゆうがおマラソンソフトボール配布用壬生菜種蒔 (梁島会長農地)
10月9日(水)
〔農業委員：7名〕
琴寄成人委員、刀川正己委員、篠原正明委員、大橋幸子委員
清水利通委員、大橋好一委員、中川久枝委員
〔推進委員：8名〕
青木幸一委員長、細井秀男副委員長、戸崎浅一委員、伊藤博委員
中嶋幸平委員、大橋公一委員、臼井正敏委員、大垣秀夫委員
大垣仁美事務局長、岡 洋子局長補佐
 - ・女性の農業委員登用要請活動 (役場第3会議室)
10月10日(木)
梁島源智会長、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員
大垣仁美事務局長
 - ・農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会 (役場第3会議室及び現地)
10月15日(火)
梁島源智会長、琴寄成人農業委員、中川久枝農業委員
大垣仁美事務局長、堀 靖久主幹
 - ・農振除外現地調査委員会 (役場第3会議室及び現地)
10月15日(火)
梁島源智会長、早乙女誠職務代理、大橋好一農業委員
琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員
大垣仁美事務局長、増田利幸主幹

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 農業次世代人材投資事業中間評価会及びサポートチーム活動というのは、どのような内容でしょうか。

○6番 清水利通 委員

人材育成事業で現在2人の若手後継者のサポートをする事業で、5年間にわたり、

県、町、農村、生産組織代表等で新規就農者を指導していきます。今回は中間で、経営内容等を確認し、このまま事業継続していけるかなどを審査しました。

○議長 2組とも経営状態は良好ですか。

○6番 清水利通 委員

____さんは、イチゴの生産ということで私の専門外になってしまうのですが、____さんはナスの生産で私も関係しているのですが、しっかりした計画を持っていて、担い手として、また地域のリーダーとして期待されているところです。____さんのサポートチームは地元の推進委員ということで中嶋さん、____さんは糸川推進委員がなっています。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいただきます。

●堀主幹 それでは、議案書3ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

10/4（金）締切りの時点で、農地法第3条の規定による許可申請が4件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

【第1項】

譲渡人 _____（台坪） 自作地53㍍ 借受地13㍍

譲受人 _____（三好町）自作地299㍍ 借受地71㍍ 貸付地22㍍

（土地の表示） 壬生町大字壬生甲字向田 田 1953㎡

売買による所有権移転（_____円） 稼動3人

【第2項】

譲渡人 _____（通町） 自作地21㍍

譲受人 _____（三好町）自作地299㍍ 借受地71㍍ 貸付地22㍍

（土地の表示） 壬生町大字壬生甲字向田 田 2188㎡

売買による所有権移転（_____円） 稼動3人

【第3項】

譲渡人 _____（宇都宮市）自作地6㍍

譲受人 _____（宇都宮市）自作地251㍍ 借受地139㍍

（土地の表示） 壬生町大字安塚字外川原 田 618㎡

贈与による所有権移転 稼働3人

【第4項】

譲渡人 _____ (宇都宮市) 自作地6㍓

譲受人 _____ (宇都宮市) 自作地251㍓ 借受地139㍓

(土地の表示) 壬生町大字安塚字外川原 田 614㎡

贈与による所有権移転 稼働3人

・・・なお、第1項から第4項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明といたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

農地法第3条の第1項案件についてご説明申し上げます。10月15日に、大橋幸子委員、鈴木進吉推進委員、譲受人の_____さんのお父さんと現地確認をしてみました。現地は_____から南へ約400メートルの土地改良区になります。

チェックシートに基き調査しましたところ、すべての項目において問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

引き続き2項案件について説明いたします。10月15日に、大橋幸子委員、鈴木進吉推進委員、譲受人の_____さんのお父さんと現地確認をまいりました。現地は1項案件の南西約100メートルに位置する土地改良区になります。チェックシートに基き調査しましたところ、すべての項目において問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 大久保幸雄 委員

●7番 大久保幸雄委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

3項案件につきまして、去る10月17日に、大橋好一委員、中川義人推進委員と現地調査を行いました。

チェックシートに基づき1番から7番の項目について調査しましたところ、すべての項目において問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたことをご報告いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●7番 大久保幸雄委員(4項の現地調査の結果並びに補足説明)

4項案件につきまして、同じく10月17日に、大橋好一委員、中川義人推進委員と現地調査を行いました。

チェックシートに基づきまして1番から7番の項目について確認しましたところ、すべての項目において問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたことをご報告いたします。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

- 堀主幹 それでは、議案書6ページの議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」をご説明いたします。
10/4(金)締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可申請が3件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

【第1項】

賃貸人 _____ (中泉1)
賃借人 有限会社_____ 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字東原	畑	1 5 3 7 m ²
壬生町大字助谷字東原	畑	7 4 3 m ²
	合 計	2 2 8 0 m ²

園芸用土採取 賃借権の設定 1年間

【第2項】

賃貸人 _____ (旭町)
_____ (通町)
賃借人 _____ (芳賀町)

(土地の表示: _____)

壬生町大字壬生甲字車塚 畑 1491m²のうち528.96m²

(土地の表示: _____)

壬生町大字壬生甲字東原	畑	9 9 5 m ²
壬生町大字壬生甲字東原	畑	1 9 9 3 m ²
	合 計	3 5 1 6 . 9 6 m ²

園芸用土採取及び搬出入路賃借権の設定 賃借権の設定1年間

【第3項】

賃貸人 _____ (藤井中部)
賃借人 株式会社_____ 代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示: _____)

壬生町大字藤井字天神裏 畑 1 5 4 0 m²

園芸用土採取 賃借権の設定1年間

以上です。

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の9番 中川久枝 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 9番 中川久枝 委員 (1項の件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、10月15日(火)に私と 梁島 源智会長、琴寄 成人委員、大垣仁美 事務局長、堀 靖久 主幹の5名で調査いたしました。

申請地は_____から南に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大2.5mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、神奈川県にあります_____、_____、静岡県にあります_____、愛知県にあります_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、町内の自社ストックヤードから調達予定であります。

なお、転用実績調書では、前々回地、前回地ともに復元完了となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 中川久枝 委員（2項の件について報告）

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から東に約300メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大1.5mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある_____、_____、_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、宇都宮市内の_____から調達予定であります。なお、転用実績調書では、今回が初めての申請となっており、保有機材一覧のほか、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、10月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 中川久枝 委員（3項の件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は_____から南に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を宅地から3m、

他は2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大3mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にあります_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は群馬県高崎市の_____の足利市内にある建設残土から調達予定であります。

なお、転用実績調書では、前々回地はなし、前回地は農地へ復元完了となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●堀主幹 それでは、議案書5ページの議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」をご説明いたします。
10/4(金)締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の申請が3件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

【第1項】

賃貸人 _____ (国谷3)

賃借人 株式会社_____ 代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)	壬生町大字国谷字前畑	畑	1 1 3 1 m ²
	壬生町大字国谷字台畑	畑	4 0 3 m ²
		合 計	1 5 3 4 m ²

園芸用土採取

賃借権の設定許可期間の延長 令和2年10月28日まで

許可日 当初 平成30年10月29日付、壬農委指令第5-71号
(許可期間：平成30年10月29日～平成31年10月28日)

以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る10月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 9番 中川久枝 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 9番 中川久枝 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ10月15日(火)に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____ から南西に約600メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。平成30年10月29日付、壬農委指令第5-71号にて既に許可を受けております。

理由書によると、別名義で事業を行っている隣地と本申請地との面積が併せて3,000m²を超えるため埋め立てに県の許可が必要となり、その手続きに遅れが生じたため1年間の期間延長を申請したということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

報告書の中で、別名義で事業を行っているということだが、詳細をお願いします。

○堀主幹 場所は、申請地の南です。名義は別ですが土地がつながっているので3000㎡を超えるため、埋め立てには県の許可が必要になります。その手続きで遅れが生じているとのことで、今回の申請となりました。

○8番 大橋好一 委員

その南側の場所は前回延長が出たと思いますが、工事はどうなっていますか。

○堀主幹 埋め立てはもうすぐ終わるとのことです。前回の許可期限が10月28日で終わるか終わらないかのところだったようですので、期間が延びたとしてもあと1か月か2か月らしいので、工程的にはまもなく終わるようです。

○8番 大橋好一 委員

そこが終わってれば問題はなかったのですか。

○堀主幹 終わってれば問題はなかったのですが万が一終わらなかったことも含めて、延長の申請となりました。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○堀主幹 議案書6ページ7ページ、議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を説明いたします。

10/4（金）締切りの時点で、壬生農業振興地域整備計画変更の申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

場 所	羽生田二本木 _____ の一部
用途区分	農用地 台帳 畑 現況 畑 面積 499.77 ㎡
利用目的	分家住宅敷地
利用予定者	_____ ・ _____ 所有者 _____
住 所	栃木市 _____
	以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月15日の調査委員会において調査済ですので、農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、調査委員長の8番 大橋好一 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 8番 大橋好一 委員 標記の件について報告

議案第4号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、10月15日（火）私と梁島 源智会長、早乙女 誠職務代理、琴寄 成人委員、刀川正己委員、大垣仁美事務局長、農政課 増田利幸主幹の7名で調査いたしました。

それでは、農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご報告いたします。

申請地は、_____から南へ約1キロメートルの所です。土地の所有者は、_____氏で、土地の利用予定者の、_____、_____が分家住宅用敷地を目的とした除外の申し出となっています。現在アパートに住んでいますが将来の家族計画や両親の介護を考慮し祖父に住宅建設について相談したところ土地を提供してもらえることとなり、今回の申し出に至ったということです。

申請地が、開発基準法をクリアできること、また、町水道及び農業集落排水に接続できること、農地の集団的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましても、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地以外に供することが必要かつ適当であって農用地以外に代替する土地がないこと
- ・農用地の集団化及び農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用地の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと等の農振除外の要件を満たしているものと思われまので、調査委員会としましては、農用区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、日程第6の議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の見直し（案）の件について」を議題といたします。この件については、農政課、増田主幹より説明していただきます。

●農政課 増田主幹 「壬生農業振興地域整備計画変更の見直し（案）」により説明

それでは、議案第5号 壬生農業振興地域整備計画書の見直し（案）の件について、農政課より先に送付をさせていただきました資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

全般にわたる詳細な説明ですとかなりのボリュームとなるため時間の関係上、かいつまんで説明させていただきます。

まず、計画見直しの経緯ですが、農業振興地域の整備に関する法律第12条2において、市町村は、その区域内にある農業振興地域について、おおむね5年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行うこととなっております。壬生町が前回行いました調査が平成25年度でございまして、今年で6年目となっておりますので、昨年度から今年度にかけて調査を実施し、その結果を計画に反映させる（見直し）業務を行うこととなっております。また、平成27年に「農業振興地域の整備に関する法律」が改正となり、さらに翌28年に「栃木県農業振興地域整備基本方針」が示されました。

そこで従来の壬生農業振興地域整備計画を踏まえつつ、法改正や県の基本指針との整合性を図りながら、基本的には前回の内容を踏襲しつつ、概ね10年後を見据えた農業・農業振興を図るための新たな壬生農業振興地域整備計画を策定いたしました。

それでは、計画書の1ページをご覧ください。土地利用区分の方向として、目標年度とする令和10年の土地利用の状況を示しています。農用地につきましては、現在2899haに対し、10年後の令和10年には2897haとほぼ現状維持の数値を目標とさせていただきました。

農用地の維持・確保を図るため、極力山林原野等を、他用途に転換を図ることとし、農用地の他用途への利用は、市街化区域周辺及び集落区域に介在する農業振興上、支障のない農用地へ、計画的に誘導することとしております。

2ページをご覧ください。農業上の土地利用の方向として、将来（令和10年）の土地利用を示させていただきました。西部地区（思川と黒川に挟まれた地区）においては農用地区区域（青地）を微増 中部地区（黒川と東武線の間）、東部地区（東武線と姿川の間）においては白地の農地を青地として編入等で増加を見込んでおります。

3 ページをご覧ください。目標とする農用地等の面積と確保に関する事項といたしまして、

- (1) 基準年の農地面積
- (2) 目標年までの減少面積
- (3) 目標年までの編入面積
- (4) 目標年までの荒廃農地抑制再生面積
- (5) 目標年の農地面積

を示させていただきました。なお、国・県では、耕作放棄地という表現ではなく、荒廃農地という表現に統一しておりますので、町でも同じ表現としております。

4 ページをご覧ください。農業生産基盤の整備開発計画になります。計画書の一番最後に図面がついておりまして、図面に開発計画地域を表示しております。下稲葉圃場整備が黄色く塗られたままですが、現在進行中でありまして、計画としてそのまま載せさせていただいております。

5 ページをご覧ください。農用地等の保全計画になります。前回の計画書では荒廃農地が46.2haでありましたが、今回は38.2haに減少しております。これは、非農地の判定などが大きな要因と思われまます。

6 ページから、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ、総合的な利用の促進計画になります。資料の最終ページにある図面をご覧ください。7カ所の補助整備計画と1カ所の農業集落排水計画を掲載しております。

7 ページをご覧ください。農用地等の農業上の効率的かつ、総合的な利用に関する誘導方向において、認定農業者などの担い手に農地の集積を図ると記載しており、その目標について前回は50%だったものを60%に引き上げております。これは、平成26年に政府が示した政策目標がありまして、全国の担い手が利用する面積が令和5年までに、農地面積の8割となるよう農地集積を推進するということになっております。

壬生町では平成30年現在で、約50%の集積率となっており、政府の目標に近づけるため、目標数値を引き上げております。

8 ページは農業近代化施設の整備計画、10 ページは農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画、11 ページ農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策、13 ページには生活環境施設の整備計画を記載しております。

後ろから2ページ目ですが、壬生町土地利用計画図という青く塗られたものがありますが、そちらの青く塗られたところが通称青地といわれているところでありますが、こちらの地番につきまして、筆数がたくさんあるものですから、現在県のほうと調整をさせていただいております。この調整・協議にもう少しお時間がかかると思われまます。この協議を進めていくに当たりまして内容の一部変更が生じる場合等もありますので、その場合はご了承いただきたいと考えております。

以上、今回の壬生農業振興地域整備計画見直し(案)しについて、簡単ではございますがご説明をさせていただきました。それでは、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいま農政課から説明のありました「壬生農業振興地域整備計画変更の見直し(案)」について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○7番 大久保幸雄 委員

4ページの2番農業生産基盤整備開発計画はこの1地区だけしかないのですか。未整備地区で計画があるならば、これに載っていないと全部直さないといけなくなるのではないですか。

○農政課 増田主幹

土地改良の圃場整備計画ということで、安塚の長田地区等に計画を作っているかという話も出ていますが、現状で計画をもって整備をしようとしているところが、これは平成26年の時ですが4ページの5つの地区となっています。これ以外のところにきちんとした整備計画等ができていないものですから、今回は①～⑤の地区だけ上げさせていただいています。

○7番 大久保幸雄 委員

町として、整備計画がある地区をすべて上げるわけではないのですか？

○農政課 増田主幹

今回の計画書は計画があるところを上げています。ですが、大久保委員さんがおっしゃるとおり、町内にこの他に、土地改良をすべき場所などもございます。計画のどの程度でこれに載せるかは、県とも調整させていただきまして、先ほど申し上げました長田地区等で、今後行われるのかなという段階で計画に挙げるのが可能であれば、挙げさせていただきたいと思います。

○7番 大久保幸雄 委員

そうになったら、この計画書をやり直さなければならないのでは。それから、もう一点ですが、24ページ、農業集落排水ですが、やはりこの地区で計画は終わりですか。壬生町としての。

○農政課 増田主幹

担当外となり、この地区で終わるかどうかはわかりませんが、計画があるのは旭町・星の宮と聞いています。

○7番 大久保幸雄 委員

農業集落排水にしろ、圃場整備にしろ、上がっていない地区が出てきたという場合は、この農業振興地域整備計画書をもう一度直すのですか？

○農政課 増田主幹

農振計画書は5年ごとの見直しとなっていますので、新しい計画が出てきた場合には、5年後の段階で農振計画書を訂正させていただくということになっています。

○6番 清水利通 委員

整備計画について、それぞれ地域でこれをあげて推進していく。あとは町が計画的に未整備地区を計画書の中で、行政指導で進めていく必要がある。なかなか、地域で声を上げて腰を上げるのは無図かしいかと思う。ですから行政はある程度、壬生町の農業振興計画を指導する意味である程度進めてもらってもいいのかと思います。これは要望として。未整備地区についても計画的に行政指導の中で進めていいのではないかと。地域の中でいろいろ声を上げて現在に至っていると思うんですけど、その前段はやはり計画書の中で、地域の方に呼びかけて進めていくという解釈というか要請というか。要望としてです。

○農政課 増田主幹

土地改良については、整備の手法によりいろいろあるかと思います。県で指導していくものもありますし、地域で指導していくものもありますし、町で指導していくものもあるかと思います。その辺も含めまして、その地域にあった形の圃場整備の推進の仕方を、その担当と協議しながら、推進できるように協力していきたいと考えています。

○6番 清水利通 委員

長期的な計画が必要でしょうから、青写真というかシミュレーションも進めながら対応していったらえらばと思います。

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の見直し(案)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の見直し」(案)について、原案のとおり「意見なし」として回答を町長あて送付いたします。

○議長 次に、日程第7の議案第6号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 堀主幹

議案書28ページ、利用権の新規・賃借権についてご説明いたします。利用権の設定を受けるものが5件10筆、面積141,146.00㎡になります。利用権の新規・解除条件付賃借権についてご説明いたします。議案書29ページの通り、5件10筆、面積の合計が8,494.00㎡となります。利用権の新規・使用貸借権についてご説明いたします。議案書30ページ、31ページ、5件18筆、面積の合計が17,343.00㎡となります。利用権の再設定・賃借権についてご説明いたします。議案書32ページのとおり2件10筆、面積の合計が12,244.00㎡となります。議案書33ページ、再設定・使用貸借権についてご説明いたします。1件2筆、面積合計が1,747.00㎡となります。利用権の所有権移転については、34ページ1件1筆、面積が4,455.00㎡となります。以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○1番 琴寄成人 委員

29ページ、_____の件ですが、伊藤推進委員と間に入ったのですが、去年から借りているところが、どうしても栽培者が少なく、草ぼうぼうになっている。_____では、できるだけ面積を確保したいということで、話を聞いているが、管理できるのだろうかと思う。

(現状の写真を配布)

○議長 私も、現状がどうなっているのかお聞きしたいと思っていましたところですが。

○1番 琴寄成人 委員

伊藤推進委員と私は同じ考えで、少し面積を増やすのを待ってもらって、去年借りた分のが整えば次へ行ってもいいかなと思いき、そこから先に延ばさなかったんですが、本人が申請してきたようなので。ちょっと難点がありますよね。

○議長 _____は、苗ですか。1年で終わってしまうのか？

○1番 琴寄成人 委員

苗です。寒さで枯れちゃうので1年です。私と伊藤推進委員の考えは、去年借りている面積がまあまあの形で栽培されているのであれば次のステップに上がってもいいのかなと思いますが、ただ一方的に面積を増やすのだという考え方。そうであれば、私と伊藤推進委員としては少し猶予をもって許可を出してもらえればと思っています。

○議長 これは実際売れているのですか。

○1番 琴寄成人 委員
販売はこれから。

○議長 去年、栽培したのですよね？

○事務局 堀主幹
去年栽培したものは、市場に出せないということで、収穫はしましたが出荷はしていないようです。

○5番 大橋幸子 委員
今年はどうですか。

○事務局 堀主幹
お配りした写真が2週間ぐらい前のものです。

○議長 面積は、どのくらい作っているのか？

○1番 琴寄成人 委員
4反部か5反部くらいかと。

○5番 大橋幸子 委員
栽培して収穫し、収入を得るといふ計画書等は必要ないのですか。

○事務局 堀主幹
解除条件付きで賃貸借を結べば、農地適格法人でなくても農地を借りることができ、収入を得るといふことまでは計画書に載っていないと思います。賃料の関係と撤退するときにはきちんと農地に戻して所有者に返還するということだけだと思います。

○1番 琴寄成人 委員
今年、新規に借りる場合10年契約になっていますよね。昨年の契約は1年でしたが。決して悪く言うつもりはありませんが、現状はこのようになっています。

○4番 篠原正明 委員
_____さんは、地元の関係の方ですか？

○1番 琴寄成人 委員

_____を行っている会社です。

○議長 皆さん、この件についてどう思いますか。

○1番 琴寄成人 委員

今後、寒くなってくれば、全部枯れてしまい、品物も処分することになると思う。その片づけをしてからでも許可するのは遅くないのではと思います。

○6番 清水利通 委員

農地を活用してもらうのは本当にいいと思うが、現状がこのようだと、荒廃農地の解消にならない。その辺の指導とか確認とかどうだろうか。

○1番 琴寄成人 委員

あくまで、許可しないのではなくて、延長するという考えのほうがいいという考えなのですが。

○事務局 堀主幹

利用権の設定について、農業委員会としての意見を送付するという事で、農業委員会の意見をもとに許可・不許可は農政課で出します。

○議長 それでは_____の件については、保留ということで、現在使っている所をきちんと管理してもらい、それからということで。農政課によく指導してもらって。

○議長 それでは採決いたします。議案第6号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、_____の件を除いて原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、_____の件を除いて原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第8の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の35ページの2件がご

ございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 刀川正己 委員（現地調査の結果報告）

非農地証明第1項の件について、9月12日に、私と臼井正敏推進委員で確認いたしました。平成3年より農業用倉庫を、農地に越境し宅地として使用していることを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 続いて、第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 大久保幸雄 委員（現地調査の結果報告）

10月5日・10日の2日にわたり、中川義人推進委員と現地確認を致しました。航空写真、その他の資料等に基づき現地確認をしたところ適当と認めましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2を終わります。

○議長 次に日程第9の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の

36ページから37ページの4件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第10の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の38ページの4件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 (岡補佐) その他 説明

- ① 「壬生町農業施策並びに令和2年度予算に関する要望書の提出」について説明
- ② 令和元年度栃木県農業担い手躍進大会⇒刀川委員
- ③ ゆうがおマラソン大会無料配布のための収穫・袋詰め⇒11/30(土) 13:00

●事務局 (岡補佐) 事務連絡 説明

- ① 先進地視察研修 10/23(水) 5:40 城址公園ホール駐車場集合
- ② 第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
11/6(水) 8:45 城址公園ホール駐車場集合

- ③ 農業委員会記録簿の提出について 7月～9月分⇒10/29（火）までに提出
- ④ 全国農業新聞購読申込とりまとめについて⇒11/20（水）まで

- 議長 先進地研修は、ネクタイ着用をお願いします。
その他、説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○神永経済部長

今回の台風19号の被害について、農業委員・推進委員の皆様にはお忙しいところ調査にご協力いただき、この場をおかりしてお礼申し上げます。被害につきましては、床上浸水が9件、床下浸水が26件ということで、近隣市町村よりはだいぶ被害が少なかったのも、町としては不幸中の幸いかと思っています。農業関係につきましては、4年前の豪雨と同じ場所で被害が生じております。黒川では前回と同じ土砂や砂利の侵入に農地や水路、道路への堆積など、鯉沼地区で6ha、上稲葉地区でも6ha、福和田でも3haに大規模な被害が出ております。姿川地区につきましても、安塚地区で農地や水路に砂利や土砂、稲わらはほかの地区もそうですが堆積が多くみられるほか、上長田堰の作板が流出するなどの被害が出ています。土地改良区では、羽生田・上田・中部・中泉・恵川において、道路、水路ののり面の崩壊や農地・用水路の土砂の堆積が数多く発生しております。そういったものを合計いたしますと、被害の総額が約3億円と見積もられています。町といたしましては、早期の復旧に向けまして、国・県に要望を行い早期に対応できればと思っています。農業委員・推進委員の皆様にも、時間の経過とともに新しく見つかる被害箇所もあると思うので、今後の被害状況の把握、関係者との調整など解決に向けてお力添えをお願いいたします。今回は本当にありがとうございました。

○1番 琴寄成人 委員

稲葉上本郷に土砂が堆積したが、前回ほどではない。堆積がどのくらいだと、被害と認められるか。

○神永経済部長

町としてもどこまで対応できるかというのが、各災害査定があるので、どこまでというのが言えないのですが、国庫補助で対応できないところは町で予算を確保してやりたいと思うのですが、現在とするとこれはできます、これはできませんというのを明確に言える状況ではないので、その辺はもう少しお時間をいただければと思うのですが、被災された方は本当に町でやってもらえるのかどうか大変気にされていると思うのですが、農政の方でもお答えができる状況ではないので、大変申し訳ないのですが、お時間いただければと思います。

○1番 琴寄成人 委員

被害届は出した方がいいということですね。

○神永経済部長

そういったものも含めて、被害額を約3億円と行政の方で見積もっているわけですが、すべてを対応できるかというのと、民民の境界等の畝とか法が崩れたのを行政で治せるのか治せないかというのも多々ありますので、その辺が難しい。国庫補助で出ない部分を町でやっていきましょうという方針が出れば治せる可能性があるのですが。1か所手を付けてしまうと前例となってしまう部分もありますので、もう少しお時間をいただければと思います。

○4番 篠原正明 委員

今回調査で見回って感じたことですが、根まで枯らす除草剤を使っているところは歴然としてわかるんですよ。根っこまで流されて、下の石が出ているような状態で、4年前の水害の時にも当時の篠原課長が指摘していたんですけど、そういう除草剤を使っているところほど崩れやすい、安易に使用しないように広報誌等で周知できないでしょうか。地元からも農業委員会等を出してくれないかといわれているものですから。

○神永経済部長

土地改良区とか、または、町の方で何かできないか検討させていただきます。私も見回った時に、同じような水路で一部崩れている所、崩れていないところがあり、除草剤かけたところかなっていうところは土砂が流出しているのがわかりました。

○4番 篠原正明 委員

広報誌に少しでも載せてもらえば周知できるかなと思ったので。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第28回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午後0時5分 閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

8 番 _____

9 番 _____